

可とう管に関する検査基準の制定に係るテクニカルレビューにて提出された
ご意見とご意見に対する考え方について(パブコメ期間)

1 提出されたご意見(敬称略)

氏名	満田 正義	意見提出
内容	<p>標記検査基準のテクニカルレビューは、既に終え、パブリックコメント実施期間ですが、下記についてご検討方お願い致します。</p> <p>項目 3.2 フレキシブルチューブ (現行) 2行目 ……ベローズを所定の長さに保持するため…… (改正) ……ベローズを所定の長さに保持するためと、ベローズの内圧力に対する耐圧力強度保持のためのワイヤー又は帯状板を…… (理由) ブレードは、ベローズの内圧に対する強度メンバーであり、長さを保持だけではない。 ご検討下さい。</p> <p>(ご意見はメールにて 7/22 受領 本システムへは事務局にて代行入力)</p>	
添付資料		
投票日	2009 年 07 月 23 日	

2 ご意見に対する考え方

ご指摘を踏まえ、修正いたします。

以上